

# 特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (1割負担の場合)

## 1. サービス利用料金について

○当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

○加算は1ヶ月分の金額を掲げてありますが、ご利用者の状況により、該当しない場合もあります。

1単位あたり10.14円

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本 単 位 数	介護サービス費		19,560	21,600	23,790	25,860	27,870	
	日常生活継続支援加算Ⅱ		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	
	看護体制加算Ⅰ		120	120	120	120	120	
	看護体制加算Ⅱ		240	240	240	240	240	
	個別機能訓練加算Ⅰ		360	360	360	360	360	
	個別機能訓練加算Ⅱ		20	20	20	20	20	
	栄養マネジメント強化加算		330	330	330	330	330	
	夜勤職員配置加算Ⅱ		540	540	540	540	540	
	科学的介護推進体制加算Ⅰ (／月)		40	40	40	40	40	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%		1,875	2,044	2,226	2,398	2,565	
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%		610	665	724	780	834		
介護保険料小計 1割(10%)金額			25,426	27,722	30,187	32,517	34,780	
施設 利用 料	居住費(2,500円/日)	75,000						
	食費(1,445円/日)	43,350						
	その他の日常生活費	実費						
サービス利用に係る自己負担金額(30日分)			143,776	146,072	148,537	150,867	153,130	

※各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。

※初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。

また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。

※療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。

※経口維持加算Ⅰ…摂食機能障害、誤嚥が有ると認定しうる入所者に関して、医師または歯科医師、栄養管理士、看護師、介護支援専門員などの職種が共同して食事の観察や介護を行い経口維持計画を作成し、医師または歯科医師の指示の下で栄養管理を行った場合に加算されます。(月に400単位)

※安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回、20単位)

※1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%になります。

## 2. 減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります(30日分)。

(単位：円)

利用者負担段階	対象者	居住費	食費
第1段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	24,600	9,000
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	24,600	11,700
第3段階(1)	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	39,300	19,500
第3段階(2)	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	39,300	40,800

サービス利用に係る負担金額

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1ヶ月(30日分)		59,026	61,322	63,787	66,117	68,380
第2段階			61,726	64,022	66,487	68,817	71,080
第3段階(1)			84,226	86,522	88,987	91,317	93,580
第3段階(2)			105,526	107,822	110,287	112,617	114,880

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝  
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198  
電話.054-646-6766 FAX.054-646-6755

# 特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (2割負担の場合)

1単位あたり10.14円

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本 単 位 数	介護サービス費		19,560	21,600	23,790	25,860	27,870	
	日常生活継続支援加算Ⅱ		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	
	看護体制加算Ⅰ		120	120	120	120	120	
	看護体制加算Ⅱ		240	240	240	240	240	
	個別機能訓練加算Ⅰ		360	360	360	360	360	
	個別機能訓練加算Ⅱ		20	20	20	20	20	
	栄養マネジメント強化加算		330	330	330	330	330	
	夜勤職員配置加算Ⅱ		540	540	540	540	540	
	科学的介護推進体制加算Ⅰ (／月)		40	40	40	40	40	
介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%			1,875	2,044	2,226	2,398	2,565	
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%			610	665	724	780	834	
介護保険料小計2割(20%)金額			50,852	55,444	60,374	65,034	69,559	
施設 利用 料	居住費(2,500円/日)	75,000						
	食費(1,445円/日)	43,350						
	その他の日常生活費	実費						
サービス利用に係る自己負担金額(30日分)			169,202	173,794	178,724	183,384	187,909	

- ※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。
- ※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。  
また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。
- ※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。
- ※ 経口維持加算…摂食機能障害、誤嚥があると認定しうる入所者に関して、医師または歯科医師、栄養管理士、看護師、介護支援専門員などの職種が共同して、食事の観察や介護を行い経口維持計画を作成し、医師または歯科医師の指示の下で栄養管理を行った場合に加算されます。(月に400単位)
- ※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回、20単位)
- ※ 1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。
- ※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%になります。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝  
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198  
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755

# 特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (3割負担の場合)

1単位あたり10.14円

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 単 位 数	介護サービス費		19,560	21,600	23,790	25,860	27,870
	日常生活継続支援加算Ⅱ		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	看護体制加算Ⅰ		120	120	120	120	120
	看護体制加算Ⅱ		240	240	240	240	240
	個別機能訓練加算Ⅰ		360	360	360	360	360
	個別機能訓練加算Ⅱ		20	20	20	20	20
	栄養マネジメント強化加算		330	330	330	330	330
	夜勤職員配置加算Ⅱ		540	540	540	540	540
	科学的介護推進体制加算Ⅰ (／月)		40	40	40	40	40
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%		1,875	2,044	2,226	2,398	2,565
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%		610	665	724	780	834	
介護保険料小計3割(30%)金額			76,278	83,166	90,561	97,551	104,338
施設 利用 料	居住費(2,500円/日)	75,000					
	食費(1,445円/日)	43,350					
	その他の日常生活費	実費					
サービス利用に係る自己負担金額(30日分)			194,628	201,516	208,911	215,901	222,688

- ※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。
- ※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。  
また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。
- ※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。
- ※ 経口維持加算…摂食機能障害、誤嚥が有ると認定しうる入所者に関して、医師または歯科医師、栄養管理士、看護師、介護支援専門員などの職種が共同して、食事の観察や介護を行い経口維持計画を作成し、医師または歯科医師の指示の下で栄養管理を行った場合に加算されます。(月に400単位)
- ※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回、20単位)
- ※ 1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。
- ※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%になります。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝  
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198  
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755